

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
 所長 金丸 憲史
 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
 TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- | | |
|--|---|
| <p>1 会社は労働時間を把握せず、遺族が実態調査
裁量労働で過労死、労災認定</p> <p>2 特集 最近の法改正に対応していますか？
パートタイマーの労働条件通知書</p> <p>4 TOPICS
 ●精神障害の労災 請求・支給決定ともに過去最高
 ●電通総研がシニアの労働意識を調査
 健康を重視しつつ 60 代後半でも働く</p> <p>5 備えよう！マイナンバー
 本人確認をしながらマイナンバーを収集する</p> | <p>5 法改正予定一覧</p> <p>6 人事労務の法律ミニ教室
 月 1～2 回の深夜勤務。この程度でも年 2 回の健診が必要？</p> <p>7 助成金を活用しましょう
 雇用管理制度を導入して人材定着！
 「職場定着支援助成金」</p> <p>8 正しく知ろう労働時間
 36 協定の限度時間を超えたらどうなる？</p> <p>8 労務ひとこと
 マタハラ根絶、次期国会で法的対応を検討</p> |
|--|---|

会社は労働時間を把握せず、遺族が実態調査 裁量労働で過労死、労災認定

裁量労働制で働き、心疾患で亡くなった男性（47 歳）について、労働基準監督署が過労死として労災認定したことがわかりました。裁量労働制で働く人が過労死で労災認定されるのはきわめて異例です。

この男性は市場情報の提供会社に市場アナリストとして勤務していました。未明に起きて早朝に出勤、顧客にレポートを送り、夕方退社する生活でしたが、平成 25 年 7 月に倒れ心室細動で亡くなりました。

裁量労働制とは

裁量労働制とは、業務の進め方や時間配分などを大幅に労働者にゆだね、あらかじめ定めた時間働いたとみなすことができる制度です。

たとえば 1 日の労働時間を 9 時間

とみなすと決めたら、何時に出勤して何時に帰っても 9 時間働いたものとみなします。使用者側が出勤時間を指示することなどは認められません。

裁量労働制には専門業務型と企画業務型がありますが、どちらも適用できる業務が法律で限定されています。

労働時間は把握しなければならない

賃金は実際の労働時間ではなく、みなし労働時間にもとづいて支払いますが、だからといってまったく労働時間を把握しなくていいわけではありません。

裁量労働制でも深夜や休日労働は割増賃金が必要です。また、裁量労働制は長時間労働になりやすいため、勤務状況を把握して健診や休暇の付与など「健康・福祉を確保するための措置」

を講じなければならないのです。

遺族が労働実態を調査

過労死として労災認定される基準は、時間外・休日労働が「直前 1 ヶ月に 100 時間超」または「発症前 2～6 ヶ月に月平均 80 時間超」となっています。

この男性の場合、みなし労働時間により残業は月 40 時間とされ、会社側は正確な労働時間を把握していなかったといえます。

しかし、遺族側はレポートの発信記録や同僚の証言をもとに労働実態を調査し、発症前 1 ヶ月の残業時間を 133 時間、発症前 2～6 ヶ月の平均残業時間を 108 時間と見積もりました。平成 26 年 8 月に申請し、翌年 3 月に認定されています。